

甲斐市告示第26号

甲斐市税条例（平成16年甲斐市条例第55号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる指定地域に住所（納税者又は特別徴収義務者が法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月31日

甲斐市長 保坂 武

指 定 地 域
富山県、石川県